

県南広域振興局長告示第6号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年1月12日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370600389	有限会社メディケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5番7号	北上市相去町西裏 1番地41	平成18年12月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370600777	有限会社メディケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5番7号	北上市相去町西裏 1番地41	平成18年12月1日